

平成19年2月16日  
経済産業省

## 事故情報の公表基準について

先般のリンナイ(株)製の開放式小型湯沸器事故等を踏まえ、消費者保護に万全を期す観点から、情報提供体制の強化を図っているところ。その一環として、今般、経済産業省の事故情報の公表基準を定めることとした。

これにより、経済産業省としては、消費者に事故情報を迅速かつ的確に提供し、事故の再発防止を図ってまいりたい。

### 1. 事故情報の公表基準の概要

今般、経済産業省が定めた事故情報の公表基準は、以下のとおりである(詳細については別紙)。

- (1) ガス・石油機器による重大製品事故については、事業者からの報告後直ちに、メーカー名、型式名を含め、事故内容についてプレス発表を行う。
- (2) ガス・石油機器以外の重大製品事故の場合にも、製品が原因と疑われる場合には、メーカー名、型式名を含め、事故内容について、直ちにプレス発表を行う。
- (3) 改正消費生活用製品安全法施行後、製品が原因でないと判明した場合でも、その旨を明示した上で、メーカー名、型式名を含め、ホームページ上で公表する。

### 2. 今後のスケジュール

ガス・石油機器に関しては、当該基準に基づいた事故情報の公表・発表を今後、直ちに行う。

他方、その他の消費生活用製品については、基本的には、昨年11月に改正された消費生活用製品安全法の施行と合わせて、当該基準に基づく公表・発表を開始する(改正消費生活用製品安全法は、今春施行予定)。ただし、できる限り可能な範囲で、当該基準に基づく発表を前倒しで行っていく予定。

(本発表資料のお問い合わせ先)

【ガス機器以外の消費生活用製品の公表・発表について】  
商務情報政策局消費経済部製品安全課

担当者：田中、矢口 電話：03-3501-4707(直通)

【ガス機器の公表・発表について】

原子力安全・保安院ガス安全課

担当者：上戸、谷澤 電話：03-3501-4032(直通)

原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

担当者：田村、青木 電話：03-3501-1672(直通)

## 事故情報の公表基準について

		公表方法等	
ガス機器	重大製品事故	メーカー名 型式名	プレス発表
	軽微な事故	メーカー名 型式名	ホームページ公表
石油機器(重大製品事故)		メーカー名 型式名	プレス発表
その他の消費生活用製品 (重大製品事故)		＜製品起因が疑われる場合＞	
		メーカー名 型式名	プレス発表
		＜製品起因か否かが不明な場合＞	
		事故概要のみ	プレス発表
		(改正消費生活用製品安全法施行後)	
		＜製品起因が疑われる場合＞	
		メーカー名 型式名	プレス発表
		＜製品起因といえない場合＞	
		メーカー名 型式名	第三者判定を経た上で ホームページ公表

※ 重大製品事故とは、死亡事故、重傷病事故、身体欠損、一酸化炭素中毒事故や火災を指す。

(5) (4) (5)